

令和6年6月26日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第185号の概要

(国勢調査の変更)

1 国勢調査の概要（前回調査（大規模調査年）・令和2年（2020年））

調査所管課 総務省 統計局 統計調査部 国勢統計課

調査の目的 国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする

調査の概要

調査の沿革

- 大正9年（1920年）以降、ほぼ5年周期で実施
 - 西暦の末尾が0の年に大規模調査、末尾が5の年に簡易調査を実施
- ※今回申請の令和7年（2025年）の調査は、22回目の調査（簡易調査）

調査対象

- 本邦に常住する者
（外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等を除く。）

調査方法

- 調査員、郵送及びオンライン

調査期日
調査周期

- 調査実施年10月1日午前零時現在
- 5年周期

調査事項

<毎回把握>

- ①氏名、②男女の別、③出生の年月、④世帯主との続柄、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧所属の事業所の名称及び事業の種類、⑨仕事の種類、⑩従業上の地位、⑪従業地又は通学地、⑫世帯の種類、⑬世帯員の数、⑭住居の種類、⑮住宅の建て方

※前回調査時は、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査員が記入（オンラインで回答する場合は報告者が入力）

<大規模調査年のみ把握>

- ①現在の住居における居住期間、②5年前の住居の所在地、③在学、卒業等教育の状況、④従業地又は通学地までの利用交通手段

結果公表
（公表時期は、調査実施年を基準に記載）

- 速報集計
人口速報集計：翌年6月
- 基本集計
 - ①人口等基本集計：翌年11月
 - ②就業状態等基本集計：翌々年5月
- 抽出詳細集計：翌々年12月
- 従業地・通学地集計：翌々年7月
- 人口移動集計
 - ①移動人口の男女・年齢等集計：翌々年2月
 - ②移動人口の就業状態等集計：翌々年8月
- 小地域集計
該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表

※前回調査時は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、各集計の公表時期について、当初計画から1～4か月繰下げ（令和2年8月承認）

2 調査結果の主な利活用状況

各種法令に基づく利用

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）
⇒ 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
⇒ 市、指定都市及び中核市となるための要件等
- 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
⇒ 地方交付税交付金の交付額（普通交付税）算定 など

行政上の施策への利用・地方公共団体による利用

- 子育て環境の充実、年金・医療費の審議、高齢者福祉の検討等各種施策の基礎資料
- 防災計画・災害復興計画の策定や被害予測の基礎資料
- 全国、都道府県及び市町村における国土利用計画の策定の基礎資料 など

他の統計への利用

- 標本調査として行われる各府省の統計調査を実施する際の調査区フレーム
- 国民経済計算（内閣府）における経済活動別就業者数及び雇用者数の推計の基礎資料 など

3 主な変更事項 (調査事項②)

変更内容	調査票に記入して回答する場合(調査員回収・郵送提出)に、調査員記入項目としていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者の回答事項に変更
変更の経緯・理由	<ul style="list-style-type: none"> 報告者自身において容易に記入可能な事項と考えられる調査事項の自計化を図り、調査員の事務負担の軽減を図るもの なお、オンライン回答する場合については、オンライン調査導入当初(平成22年調査)から報告者が回答する事項として扱っており、調査実施上、支障が生じていない

【調査票の変更イメージ】

現行

(報告者記入欄)

(調査員記入欄)

+

変更案

(報告者記入欄)

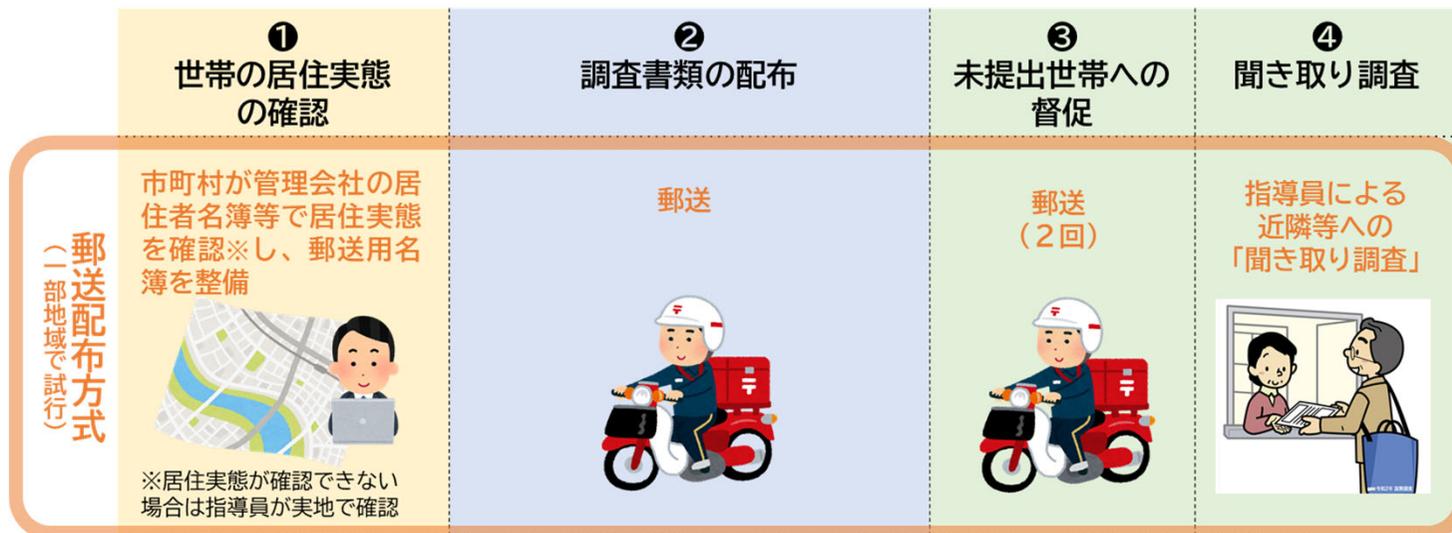
「調査票の記入のしかた」

※調査員記入欄から報告者の回答事項に変更

3 主な変更事項（調査方法）

変更内容	調査関係書類（調査依頼状、調査票など）の郵送配布の導入
変更の経緯・理由	<p>【前回までの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査への回答については、調査員による回収、郵送提出、オンライン回答が併用されているが、調査関係書類の配布については、調査員が対面で配布することを念頭に置きつつ、対面できない場合は調査員が報告者宅にポスティングすることにより対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なったこと等もあり、報告者に接触しない形での調査方法が広く求められた <p>【今回の変更に至る経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回調査終了後、地方公共団体から調査員の事務負担の軽減等に係る要望あり ⇒ 調査員の高齢化やなり手不足のため、調査員の事務負担の軽減を検討してほしい ⇒ オートロックマンション等では、調査員の面接が困難であるため、郵送配布を検討してほしい <p>【変更内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル地域として選定した地方公共団体において、郵送配布を導入（希望する地方公共団体において、集合住宅のみから構成される地域（調査区）を対象に、統計調査員等が配置できなかった場合に、郵送により調査関係書類を世帯に配布することを可能とする）

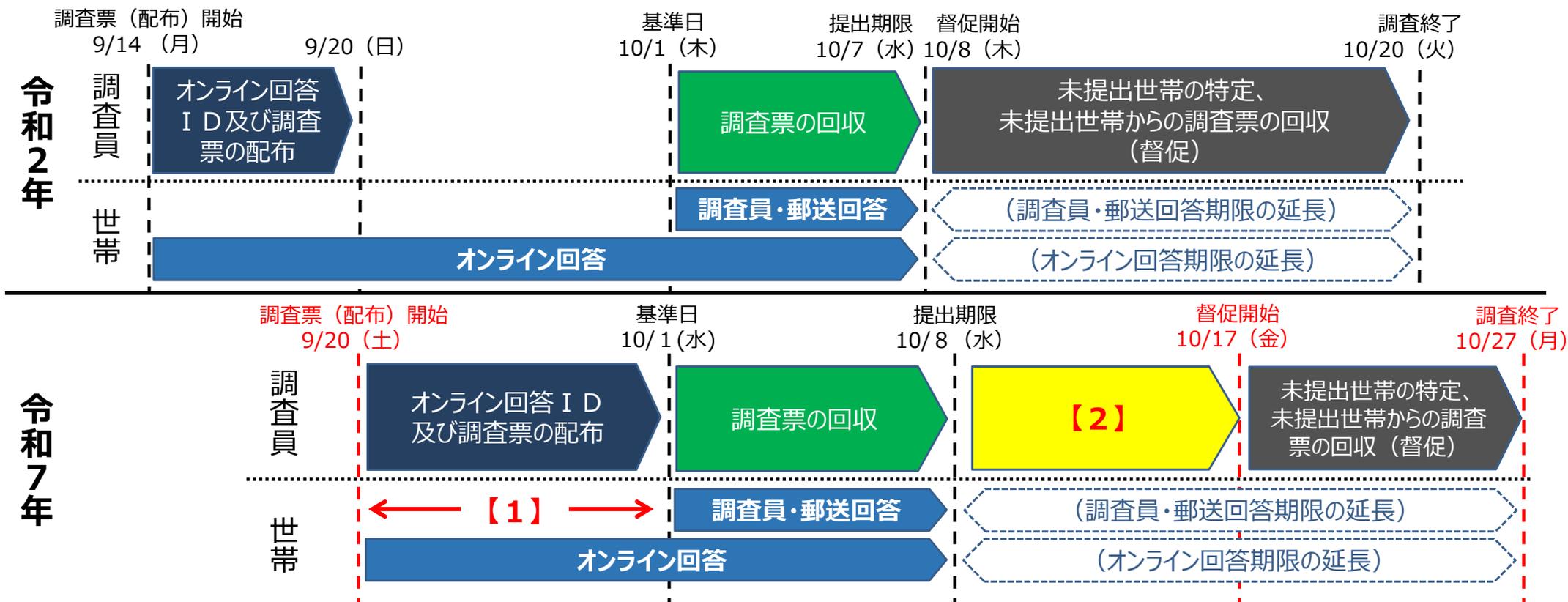
【郵送配布による調査のイメージ】



3 主な変更事項（調査実施期間・実施方法）

調査開始から終了までの期間の長さを維持しつつ、スケジュール全体を1週間程度繰り下げ、以下のとおり、実施方法を見直し

変更内容	変更の経緯・理由
【1】調査関係書類の配布を1週間程度後ろ倒ししつつ、配布期間を拡大（土日がそれぞれ2日含まれるようにする。）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査では、調査基準日（10/1）の2週間前から配布を開始した結果、調査票を紛失する、報告者等から照会が多く寄せられるなどの支障が生じたため ・土日対応を増やし、報告者に調査員が対面できる可能性を高めるため
【2】提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査では、提出期限の翌日から督促を実施したことにより、郵送等で提出期限直前に回答した者にも調査員が督促のために訪問してしまうなど、行き違いが多数発生したため、提出状況を確認する期間を設ける



3 主な変更事項（公表時期）

変更内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う事務の遅延等を想定して、繰り下げていた公表時期を、基本的に前回調査の当初計画段階の時期に戻す
変更の経緯・理由	<ul style="list-style-type: none"> • 前回調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や令和2年7月豪雨の影響を踏まえ、一部の地域について、調査実施期間を1から4か月延長。これに伴い、全ての集計について、公表時期を当初の計画から数か月繰下げ • 令和7年調査では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したこと等の状況変化を踏まえ、公表時期の繰下げを解消しようとするもの • なお、速報集計「人口速報集計（要計表による人口集計）」については、前回調査における作成手順の変更（注）も踏まえ、前回調査の繰下げ後の時期から1か月のみ早期化 <p>（注）平成27年調査までは、調査票配布時に調査員が世帯員数等を聴取し、その情報により「要計表」を作成していた。令和2年調査においても計画段階までは同様の方法を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯員数等の聴取が困難となったため、調査票の回答等により「要計表」を作成する方法に変更した。令和7年調査においても、調査員の事務負担軽減等の観点から、同様の手法を踏襲</p>

【公表時期の比較】

集計区分		前回調査		変更案
		当初計画	繰下げ後	
速報集計	人口速報集計（要計表による人口集計）	翌年2月	翌年6月	翌年5月
基本集計	人口等基本集計	翌年9月	翌年11月	翌年9月
	就業状態等基本集計	翌々年3月	翌々年5月	翌々年3月
抽出詳細集計		翌々年11月	翌々年12月	翌々年11月
従業地・通学地集計		翌々年5月	翌々年7月	翌々年5月
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	翌年12月	翌々年2月	翌年12月
	移動人口の就業状態等集計	翌々年6月	翌々年8月	翌々年6月
小地域集計		該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表（調査計画の記載に変更なし）		

（注）公表時期は、調査実施年を基準に記載

4 前回答申における今後の課題への対応状況

課題① オンライン調査の更なる推進

⇒（対応方針）既存のオンライン調査システムに「QRコードからのログイン機能」及び「パスワード再発行機能」を追加予定

課題② 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善

⇒（対応方針）前回調査及び試験調査の調査結果等を踏まえ、以下のとおり対応することを予定

- ① 入居するマンションの管理人等、身近な者が統計調査員となることによる個人情報保護等の面からの報告者の忌避感等の把握を行ったところ、報告者の忌避感等は少ないという結果であった。また、秘密の保護についても引き続き対応していく
- ② 国と集合住宅の管理会社等との間における調査員業務委託の一括契約では、現場での柔軟・迅速な対応を網羅することが難しく、円滑な調査の実施に支障が生じると判断。このため、業務委託の契約主体は従来どおり地方公共団体とした上で、国は調査員確保の観点から、管理会社等への業務委託を引き続き推進する

課題③ 広報の充実（不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含む）

⇒（対応方針）前回調査の調査結果等を踏まえ、大規模な広報（テレビCM等）を引き続き活用するとともに、世帯の属性等に応じた柔軟なデジタル広報（若年層に強い動画配信サービスを活用するなど）を実施することを想定。そのため、民間事業者が提案する企画を評価する企画競争方式での調達を実施し、令和6年の事前周知時から令和7年の調査実施時までの2か年にわたる契約とし、一貫性のある広報を実施予定

課題④ 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討

⇒（対応方針）簡易調査年においても把握予定（「主な変更内容（調査事項①）」参照）